○中央選挙管理会告示第二十号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付された次の裁判官は、いずれも、罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より少数であるので罷免されない。

令和八年二月十三日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

高須（たかす）　順一（じゅんいち）

沖野（おきの）　眞已（まさみ）